

65歳以上のみなさんへ

平成18年度・介護保険料確定のお知らせ

本年度確定の介護保険料納入通知書を8月中旬にお送りします。

これは6月に決定した平成18年度町民税の課税状況に応じて、本年度の介護保険料の額が確定したものです。

確定後の徴収金額は、確定した保険料額（年額）からすでに納入した保険料額を差し引き、各納期に分けて徴収します。

平成18年度介護保険料

| 所得段階 | 条 件 | 基準額に対する割合 | 年額(円) |
|------|------------------------------------------|-----------|--------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税のかた生活保護受給者 | 基準額×0.50 | 28,500 |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた | 基準額×0.50 | 28,500 |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で、2段階以外のかた | 基準額×0.75 | 42,800 |
| 第4段階 | 本人が町民税非課税のかた（第1～3段階を除く） | 基準額 | 57,000 |
| 第5段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満のかた | 基準額×1.25 | 71,300 |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上のかた | 基準額×1.50 | 85,500 |

※税制改正(年金課税の見直しおよび高齢者の非課税限度額の廃止)の影響により所得段階が上がる人は、保険料負担の急激な増加を避けるため、本来の保険料より低い金額が適用されます。

〔問合先〕福祉健康課 ☎388-7171

家具転倒防止補助器具の支給



地震による大型家具の転倒を防ぎ、被害を最小限に抑えるために、高齢者世帯、重度身体障害者世帯などに対して、各自主防災会（各町内会）を通じて家具転倒防止補助器具を支給しますので、次の条件に該当し、支給を希望される方は各自主防災会に申し出てください。

【対象世帯】

独居老人（65歳以上の高齢者）世帯

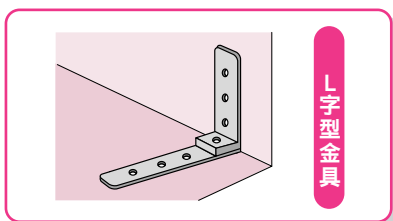
老人世帯（65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯）

重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみで構成されている世帯

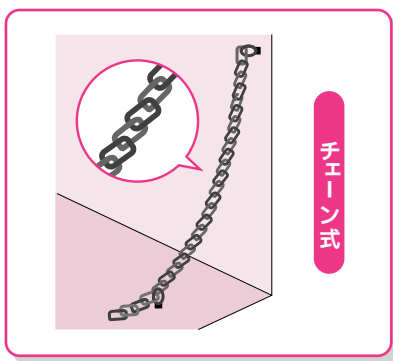
65歳以上の高齢者と重度身体障害者のみで構成されている世帯

【支給器具】

Ｌ字型金具とチェーン式のいずれか二組（四個）を無償で支給。



Ｌ字型金具



チェーン式

なお、この制度は一世帯一回限りの支給です。すでに支給を受けた世帯は対象外となります。